

II 名越クリーンセンターの改修及び全面改修について

次の3点について、現在、名越クリーンセンター長寿命化調査・計画策定業務の委託先である(財)日本環境衛生センターに協力を依頼し、事業者へのアンケート等の実施と見解の提示を求めた。

- 1 名越クリーンセンターの改修にあたり、従来のごみ組成である場合に回復できる焼却能力
- 2 65 t/日、75t/日処理能力を持つ新設焼却施設を建設する場合に必要な建築面積、延床面積および建物高さ
- 3 名越クリーンセンター現有敷地への新設炉の設置可能性
その結果は、【資料3 (財)日本環境衛生センターの見解】のとおりである。

III 逗子市との広域化について

1 逗子市との協議について

平成22年10月19日(火)に鎌倉市長と逗子市長との間でごみの広域処理について懇談を行った。

鎌倉市長から「広域の焼却施設を逗子市にお願いしたい」ということを逗子市長に伝えた。

逗子市長は「広域の焼却施設については、鎌倉市の事情は理解するが、鎌倉市17万人のごみを逗子市で焼却するのは市民感情としては受け入れにくい。今後は生ごみをどうしていくかが大きなポイントであり、両市で生ごみをそれぞれ資源化した後の焼却量が確定してはじめて焼却炉の規模等も検討できることであり、その段階で、広域の焼却施設建設に関して両市で協議することになると考えている」という見解を示した。

2 循環型社会推進地域計画に関する影響について

現在、環境省に承認されている「鎌倉・逗子地域循環型社会形成推進地域計画」の今後の在り方について神奈川県資源循環課と協議した結果、以下のことが整理された。

(1) 現在承認されている地域計画の取扱いについて

現在承認されている地域計画のうち、仮に鎌倉市の山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設建設計画から別の施策に計画変更した場合でも、新たな地域計画を作成するのではなく、現在の地域計画の変更で対応できることを確認できた。

(2) 逗子市への影響

逗子市は来年度も現在考えている計画どおり、交付金対象となる事業があり、平成23年度当初の交付金内示が必要である。

ア 環境省から4月当初にこの交付金内示を受けるためには、現在承認されている地域計画の変更を遅くとも12月初旬までに(案)を示し、1月中旬までには環境省に提出することが条件である。

イ 逗子市だけの変更計画であれば、環境省の承認を伴わないと思われるが、鎌倉市の新たな施策に変更した場合の地域計画は環境省の承認を伴う変更となるため、さらに早めの対応が必要となる。

ウ 逗子市の交付金に影響が及ばない事務処理を実行する必要が求められることになる。

(3) 鎌倉市分における地域計画の変更について

県との協議、逗子市への影響を考慮すると、次のことが考えられる。

ア 鎌倉市が山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の建設に代わる施策により地域計画を変更するのであれば、鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の裏付けがあることが望ましい。

イ また、県から燃やすごみの減量化が計画どおり進まず、全量を焼却処理できない場合など、自区外処理の危険性をはらんでおり、そうした計画を容認することはいかがなものかという指摘がある。すなわち、山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設整備に代わる実行性がある施策が必要だという意見も県からいただいている。

ウ こうした状況を総合的に判断すると、まずは、現在承認されている地域計画の変更は当面、逗子市の変更分だけにとどめておくことが妥当だと考えられる。

この点についても、神奈川県から環境省へ確認を行っている最中である。

エ 仮に山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設建設から別の施策に変更した場合でも、名越クリーンセンターの延命化工事は必要であることから、別の施策が決定した時点で、名越クリーンセンターの延命化工事に伴う交付金の申請を含めた地域計画の変更を提出していくことになる。

(4) 鎌倉市の課題

鎌倉市としては、仮に山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設建設計画から別の施策へ変更を行った場合、交付決定されている「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設に係る生活環境影響評価」と「名越クリーンセンター長寿命化計画策定事業」の交付金の取扱いについての影響が考えられる。

ア 別の施策へ変更を行った場合、「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設に係る生活環境影響評価」については、交付の取消の申請をすることになり、約351万円の交付金は受けられない。

イ 「名越クリーンセンター長寿命化計画策定事業」の交付金については、交付金が受け取れないという判断になるかどうかは、環境省の判断が必要であることから、現在、神奈川県を通じて環境省に確認中である。交付対象とならない場合は、交付金約 532 万円が受けられない。

IV LCC、コスト比較について

山崎バイオマスエネルギー回収施設を建設した場合と建設せず代替案によるごみ焼却量削減した場合の経費について、平成 22 年度から 30 年間の経費を算出した結果、山崎バイオマスエネルギー回収施設を建設した場合が 6 1 0 億円、山崎バイオマスエネルギー回収施設を建設せず、代替案によりごみの焼却量を 11,500 トン削減した場合（燃やすごみをステーション収集）が 5 1 2 億円、同じく代替案のよりごみの焼却量を 15,300 トン削減した場合（燃やすごみを戸別収集、家庭ごみの有料化）が 5 4 5 億円となり、代替案によりごみの焼却量を 11,500 トン削減した場合（燃やすごみをステーション収集）が LCC コスト比較においては廉価であった。

詳細については【資料 4 山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設を建設した場合と建設しなかった場合の経費の比較】及び【資料 5 山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設を建設した場合と建設しなかった場合の経費の比較（収集・運搬及び代替案にかかる経費を加えた場合）】のとおりである。